

2023年度 関東学生柔道優勝大会 審判会議資料

最新の国際柔道連盟試合審判規定で行う。

試合場には主審のみ、副審2名は試合場外の所定の位置に着席し、ケアシステムを用いて主審をサポートする。さらに審判委員がそれをサポートする。

なお、主審はマスクを着用すること。

1 主審の役割

- (1) 主審は、試合の中心的権威であり、冷静さ、合理性を保ちながら、自信を持って試合の進行と勝負の判定を司ることが求められる。
- (2) 主審にとって最も重要なことは、技評価を正確に行うこと、然るべきタイミングで適切に罰則を与えることである。
- (3) 主審は、試合場内に位置することが原則であるが、寝技の攻防においては状況により安全地帯からその動作を観察してもよい。
- (4) 主審は、常に最高の位置取り（目安としては、試合者と3～4メートル、寝技の場面では2～3メートルの間隔）を心がける必要がある。
- (5) 主審は、自分の判定が正しく表示されていることを確認しなければならない。
- (6) 主審は、常に選手に対して敬意を払わなければならない。
- (7) 主審は、2名の副審と密接な関係を保つことが重要である。
- (8) 姿勢、動作、ジェスチャーはいかなる状況であっても自然でなければならない。

2 副審の役割

- (1) 副審は、もう1名の副審とともに常に試合状況を確認し合うことが重要であり、主審の技評価や罰則を訂正させる場合には、素早く主審に伝えなければならない。（ビデオ確認が必要な場合には、すぐにその旨を主審に伝え、主審が選手に服装を直させている間にできる限り早く確認をしてその決定を主審に伝える。）
- (2) 試合は、原則、主審と2名の副審で裁くものであり、審判委員に意見を求めることは必要最小限にとどめるべきであるが、どうしても判断が難しい場面では躊躇せず審判委員に確認し、その決定をできるだけ早く主審に伝えなければならない。
- (3) タイマー、スコアボードに間違いがないか確認する。

3 審判委員の役割

- (1) 試合を止める権限を有し、審判員に対し判断の修正を求めることができる。その根拠と

して映像は必須である。また、審判員から意見を求められた場合、必ず応えなければならない。

- (2) 誤審を防ぐ最後の砦であり、その重大な責任を十分に理解し、試合の展開を把握しておくことはもちろんのこと、タイマーやスコアボードについても注意を払う必要がある。
- (3) 審判員を尊重し、小さな判断の相違にまで介入すべきではなく、重大なミスや重要な判断が必要な場合にのみ介入しなければならない。

4 技評価及び罰則（赤字は新ルール）

- (1) 「一本」、「技あり」、「ノースコア」について正しく見極める。
- (2) 故意にブリッジの体勢で着地した場合は「一本」となる。
- (3) ヘッドディフェンス（相手の投技に対して、スコアを取られることを防ぐ為、故意に頭部を使用する動作）に対しては「反則負け」が与えられる。
- (4) 故意ではないヘッドディフェンス（例えば、相手に背負落、両袖を握っての袖釣込腰、腰車等を掛けられた場合など、故意によらず頭を畳についてしまった場合）には罰則を与えない。
- (5) ネガティブな行為（例えば、組もうとしない、相手に組ませない、組んでいるのに切り離す行為を繰り返す、両手で切る、叩いて切る、脚を使って切る、襟を隠す、相手の手をブロックする、防御姿勢、偽装攻撃等）に対しては厳しく「指導」を与える。
- (6) 標準的ではない組み手（帯、片側、クロスグリップ、ピストル、ポケットグリップは全て標準的な組み手）は、攻撃準備段階であれば認める。今までの「直ちに」から、技を準備するための時間が選手（取）に与えられる。
- (7) 襟と襟（首回り）を持つ組み手は、直ちに攻撃をしない場合にはブロック行為として「指導」を与える。攻撃中、ポジティブな展開（ブロッキングをしていない場合）であれば「奥襟」と「襟」を認める。また、脚を巻きつける行為についても、直ちに攻撃をしない場合には「指導」を与える。
- (8) 片足が場外に出た場合、直ちに攻撃をするか場内に戻らなければ「指導」、攻防なく両足が場外に出た場合には「指導」、相手を故意に押し出した場合には「指導」を与える。
- (9) 下半身への攻撃防御、少なくとも片手で組んでいない状況からのベアハグは「指導」を与える。また、相手が掛けてきた技に対して、カウンターで合わせるベアハグも同様に「指導」を与える。
- (10) 両者が立ち姿勢の状態で関節技、絞技を施した場合は「指導」。ただし、腕をロックしたまま体を浴びせる行為（脇固め）や、片袖から肘関節が

極まった状態で施す袖釣込腰に関しては、確認・合議の上「反則負け」を宣告する。

- (11) 相手の脚を過度に伸展して施す絞技（関節技）に対してはすぐに「待て」を宣告し、「指導」を与える。
- (12) 相手の身体のどこも覆っていないような形で抑えたとしても「抑込」は宣告しない。
- (13) 寝技から立技への移行を認める。
- (14) 主審が「待て」を掛けても、乱れた柔道衣を直そうとせず、放置し乱れたまま「始め」を待っている時に、主審より柔道衣を直すよう指示された場合、これを1回目とカウントし、2回目以降はその都度「指導」が与えられる。
- (15) 技の連続について、一度動きが止まってから押し込むような技はポイントにはならない。技が中断せず継続した場合はスコアである。中断した場合はノースコア。
- (16) 技あり認定について、側面が接地した時に、
 - ・ 90度以上の角度で身体が畳に傾けば認定。
 - ・ 肩と背中の上部が着けば認定。
「体側の全体」が90度以上背中側、もしくは片方の「肩」と「背中上部」が着地した場合技ありとする。体側の全体が（90度以上背中側に傾いて接地した場合）肘が外側に出ているスコアを与える。「体側の全体」は「腰」と「肩」のポジションをみること。
- (17) 受け身について、手や両肘をついての受け身は「技あり」に加えて「指導」。取りは寝技への継続、有利なポジションが可。受けが有利なポジションになった場合直ちに待て。
※「指導」のタイミングは「待て」の後。
- (18) めくり技について、相手の背後からめくるように返していく技は技認定なし。（「取」の反対側に飛ぶだけの行為は技として定めていない：「俗称・ジャンプオーバー」）。両者、寝技への継続は認める。
- (19) 逆背負い投げについて、通常の背負い投げと逆に落とす投げは技の認定をされず、「指導」に。投げ終わりに帯より下をつかむ動き。投げ終わりに限り、相手が寝技状態であれば帯より下（下半身）を触っても反則にはならず。
 - ・ 技の最後の動作で帯より下に触れることを認める。（投げた場合スコア）
 - ・ 技が中断した場合に帯より下をつかんだ場合は寝技とみなす。
 - ・ 低い背負い投げからの脚取り、脚を抑えながらの小内巻込は認めない。
 - ・ ただし、脚に触れる行為が投技をアシストする行為である場合は「指導」
- (20) 組手を切り離す行為について、組み手を切った場合は、すぐに自分から組み直さなければ指導。はたいて切る、脚を使っての組手を切る行為は「指導」。

- (21) 柔道着、髪を直す行為について、自ら直す行為は1試合1度まで、2度目からは「指導」。故意に帯をほどくことは今まで通り「指導」である。
- (22) 頭から突っ込んでの投げ技について、従来では対象ではなかった頭の側部でも同様に「反則負け」

5 その他 コーチの振る舞いについて

- (1) 今大会は選手の自主性および飛沫防止の観点から、コーチングボックスを設置しない。また試合中の選手に対し、「館内全ての者」からのコーチングを禁止する。ただし、「自大学選手の管理」を目的として、選手席に加え監督者席を設置する。
- (2) 本ルールに従わない者は退場を命じる。

以 上